

震災・風水害等で被災された市民へのてびき

災害で被災された方には、何かとお困りのこととお察ししますと共に、心からお見舞い申し上げます。つきましては、被災された方に対して、次のような救済・支援制度等がございますので、相談窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。

制 度	内 容	相談窓口
「罹災証明書」の発行	<p>自然災害により家屋に生じた被害に対して、市が災害と被害との因果関係を確認することができた場合に限り、被災を証明する「罹災証明書」を発行します。</p> <p>【申請方法】 罹災した日の翌日から起算して30日以内に罹災証明申請書を提出してください。 ※災害の規模により、窓口が変更になる場合があります。</p>	<p>防災安全課防災安全グループ 【84-5035】</p>
固定資産税・都市計画税の減免	<p>損害の程度に応じて納期の到来していない固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【減免を申請する場合、必要なもの】 固定資産税・都市計画税の減免申請書、罹災証明書（証明書の必要な理由に「市税減免のため」と記載があるもの）、現場写真、位置図、番号確認資料（通知カード等）、身元確認資料（運転免許証等）</p>	<p>総務財政部税務課資産税グループ 【84-5010】</p>
市民税・県民税の減免	<p>損害の程度に応じて納期の到来していない市民税・県民税の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【減免を申請する場合、必要なもの】 市民税・県民税の減免申請書、罹災証明書（証明書の必要な理由に「市税減免のため」と記載があるもの）、現場写真、位置図、番号確認資料（通知カード等）、身元確認資料（運転免許証等） ※状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求められる場合があります。</p>	<p>総務財政部税務課市民税グループ 【84-5011】</p>

<p>軽自動車税種別割の減免</p>	<p>損害の程度により納期の到来していない軽自動車税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>【減免を申請する場合、必要なもの】</p> <p>軽自動車税の減免申請書、罹災証明書（証明書の必要な理由に「市税減免のため」と記載があるもの）、現場写真、車両の状態が分かる写真、位置図、番号確認資料（通知カード等）、身元確認資料（運転免許証等）</p>	<p>総務財政部税務課市民税グループ</p> <p>【84-5063】</p>
<p>国民健康保険税・国民健康保険一部負担金の減免</p>	<p>災害により支払いが困難になった時、国民健康保険税、国民健康保険一部負担金の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【国民健康保険税の減免に必要なもの】</p> <p>国民健康保険税減免申請書、罹災証明書</p> <p>【国民健康保険一部負担金の減免に必要なもの】</p> <p>保険医療機関ごとの国民健康保険一部負担金減免申請書、収入状況等報告書、被災状況等申請理由を明らかにする書類</p>	<p>市民文化部市民課国民健康保険グループ</p> <p>【84-5006】</p>
<p>後期高齢者医療保険料・後期高齢者医療一部負担金の減免</p>	<p>災害により支払いが困難になった時、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療一部負担金の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【後期高齢者医療保険料の減免に必要なもの】</p> <p>後期高齢者医療保険料減免申請書、減免を必要とする事実の証明書類</p> <p>【後期高齢者医療一部負担金の減免に必要なもの】</p> <p>後期高齢者医療一部負担金徴収猶予・減免申請書、罹災証明書、財産の被害に関する申出書</p>	<p>市民文化部市民課医療年金グループ</p> <p>【84-5005】</p>
<p>介護保険料の減免</p>	<p>災害により支払いが困難になった時、介護保険料の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【介護保険料の減免に必要なもの】</p> <p>介護保険料減免申請書、罹災証明書</p> <p>(1)住宅損害の場合 罹災証明書</p> <p>(2)家財等の損害の場合 罹災証明書</p> <p>(罹災証明書で被害状況が確認できない場合には、申請書に損害を受けた家財等の内訳を示した文書及び被害状況がわかる写真等の文書等)</p>	<p>市民文化部市民課医療年金グループ</p> <p>【84-5005】</p>

介護保険証等の再発行	<p>災害により介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等が滅失した場合、再発行を受け付けます。</p>	<p>健康福祉部地域福祉課 高齢者支援グループ 【84-3312】 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 【059-369-3200】</p>
国民年金保険料の免除	<p>災害により被保険者の所有する住宅・家財その他の財産につき被害金額が概ね2分の1以上の被害を受けたときは、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。</p> <p>【免除の申請に必要なもの】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、罹災証明書</p>	<p>市民文化部市民課医療年金グループ 【84-5005】 日本年金機構津年金事務所 【059-228-9112】</p>
年金証書や基礎年金番号通知書の再発行	<p>災害により年金証書や基礎年金番号通知書が滅失した場合、再発行します。</p>	<p>市民文化部市民課医療年金グループ 【84-5005】 日本年金機構津年金事務所 【059-228-9112】</p>
福祉医療費受給資格者証の再発行	<p>災害により福祉医療費受給資格者証が滅失した場合、再発行します。</p>	<p>市民文化部市民課医療年金グループ 【84-5005】</p>
弔慰金	<p>市民が災害により死亡された場合は、その遺族に対し10万円の弔慰金として支給します。</p> <p>【必要なもの】 罹災証明書（証明書の必要な理由に「弔慰金支給のため」と記載があるもの）</p>	<p>健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ 【84 - 3311】</p>
傷病見舞金	<p>市民が災害により入院治療を要する負傷又は疾病にかかった場合は、ご本人に2万円の傷病見舞金として支給します。</p> <p>【必要なもの】 罹災証明書（証明書の必要な理由に「傷病見舞金支給のため」と記載があるもの）、災害により入院治療を行ったことが確認できる書類</p>	<p>健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ 【84 - 3311】</p>

<p>罹災見舞金</p>	<p>市民が災害により財産の被害を受けた場合は、その世帯に罹災見舞金を支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居の全部を失ったとき 10万円 2. 住居の半分以上を失ったとき 5万円 3. 住居が床上浸水の被害を受けたとき 2万円 <p>【必要なもの】 罹災証明書（証明書の必要な理由に「罹災見舞金支給のため」と記載があるもの）</p>	<p>健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ 【84-3311】</p>
<p>亀山市斎場の使用料の減免</p>	<p>市内に住所を有する者であって、災害時において特別の事由があると市長が認めたものは、全額免除となります。</p> <p>【必要なもの】 亀山市斎場使用料減免申請書・事実を証明する書類</p>	<p>産業環境部環境課環境創造グループ 【96-8095】</p>
<p>災害による廃棄物処理手数料の減免</p>	<p>災害により市内で発生した一般廃棄物の処理手数料が減額または免除されます。</p> <p>【必要なもの】 一般廃棄物処理手数料減額（免除）申請書・罹災証明書</p>	<p>産業環境部環境課廃棄物対策グループ 【82-8081】</p>
<p>農地・農業用施設の復旧に関する補助</p>	<p>適切に管理しているにも関わらず、災害により被災した農地や農業用施設（水路や道路等）については、復旧工事に対し補助を受けられる場合があります。ただし、被災から早急に報告が必要となります。</p> <p>【申請に必要なもの】 申請書・被災写真・地図・維持管理証明（日付が記載された草刈状況の写真や日誌等）</p>	<p>産業環境部農林振興課農林施設グループ 【84-5082】</p>
<p>教科書の再支給</p>	<p>災害により教科書を損失した児童生徒が対象。但し、災害救助法が適用された場合に限りです。（個人的な災害等の場合でも、別途給与される場合もあります。）</p>	<p>教育委員会事務局学校教育課教育支援グループ 【84-5076】</p>

【令和6年12月更新】